

骨子

白井市除染実施計画案

平成24年3月

【第1版】

白 井 市

1. 白井市内の放射性物質
2. 今後の見通し
3. 除染の必要性

II 除染実施計画 一骨子一

1. 基本方針

- 市では、放射線による人の健康、または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、市民の不安を払拭することを最重要課題と捉える。
- 放射性物質汚染対処特措法に基づき除染等の措置を進め、追加被ばく線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満（年間1ミリシーベルト未満で1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満）になることを目指す。
- 除染等の措置は、安全安心の緊急性、子どもへの影響低減を引き続き優先し、子どもの生活空間や公共施設を中心に行う。
- 市では、独自の判断により、保育園、幼稚園、小・中学校については、地表から5センチメートルの追加被ばく線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指す。
- 市民やボランティア、事業者などと連携・協力し推進する。
- 除染等の措置の効果、進捗を踏まえ、本計画の内容、期間は見直す。

2. 計画期間

平成24年3月〇〇日から2年間

3. 除染対象区域の設定

- 計画の対象となる範囲
- 除染対象となる街区などの区域と施設

※子どもの生活空間である保育園、幼稚園、小・中学校については全ての施設を設定する。

4. 除染等措置の実施者

- 公共施設の除染対策
- 個人の住宅や事業所、農地などの民間所有地の除染等の措置

5. 優先対象

- 安全安心の緊急性、子どもへの影響低減を引き続き優先

6. 除染等の措置の着手および完了予定時期

除染対象区域	平成23年	平成24年	平成25年
公共施設			
民間所有地 水路			

7. 除染の具体的な措置等

(1) 除染対象区域内の除染等の措置

- 「除染関係ガイドライン」の対応
- 事前測定の結果の対応

(2) 除染対象区域以外の除染等の措置

- 市独自で除染等措置

8. 除染等の措置に伴う除去土壌等の対処

- 現場保管
- 白井市役所庁用車車庫における仮置き保管
- その他の対応

Ⅲ 計画を推進するために

1. 市民・事業者などによる除染等の措置との連携および活動支援

(1) 放射線量の測定

- ・市が測定する範囲
- ・放射線測定器の貸出

(2) 除染等措置の支援

- ・自治会や町会等への支援
- ・除染相談
- ・関係機関と連携

(3) 除去土壌台帳の作成

- ・除去土壌の保管内容の管理
- ・仮置きまたは現場保管された除去土壌の処理

2. 放射線量低減対策マニュアルの作成

市民向けマニュアルの作成

3. 国・県等との連携

- 国・県等との連携

4. 除染等措置の費用負担

- 国の支援と原因者負担の原則

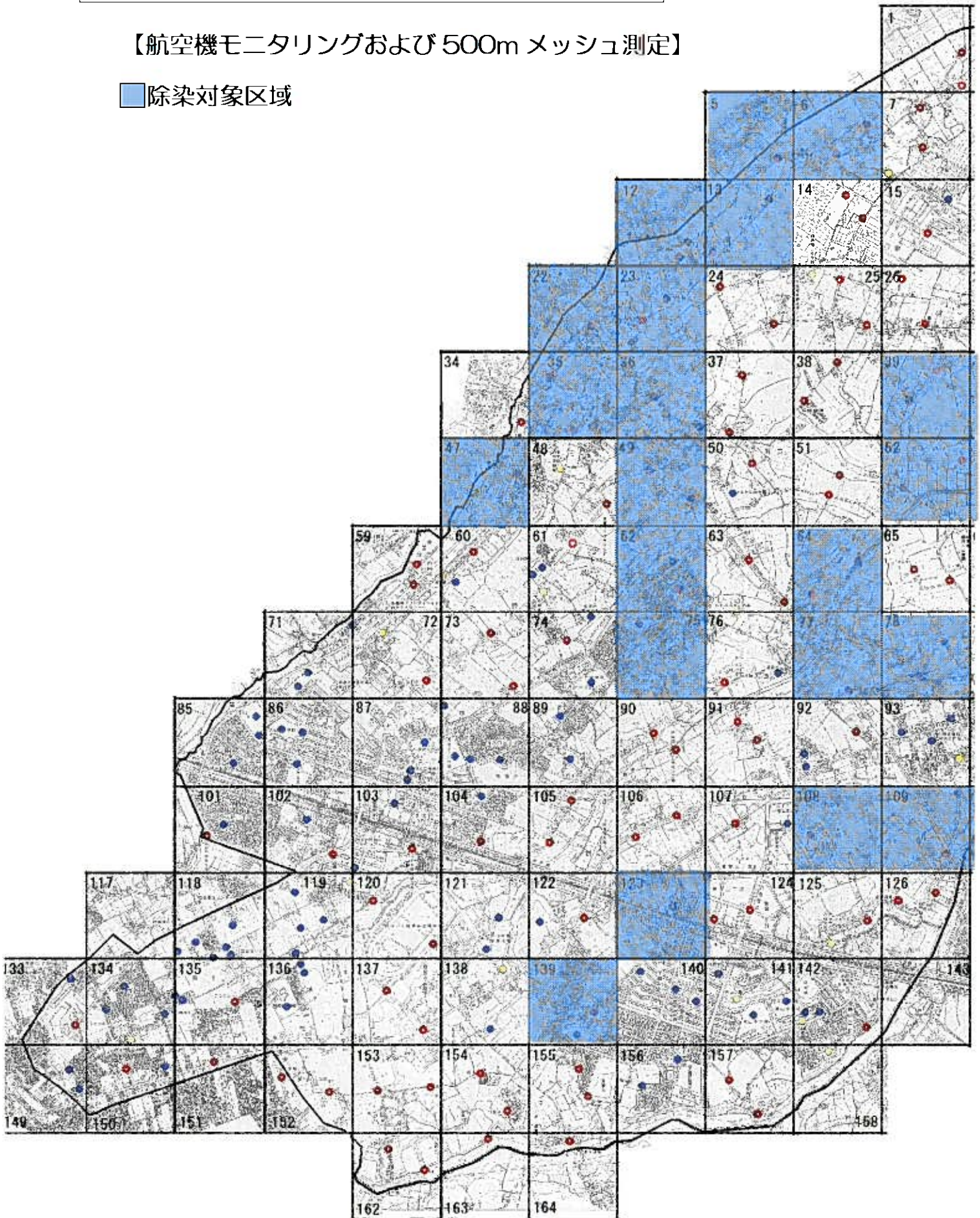
5. 計画の進行管理

- 計画の進捗状況の管理と公表

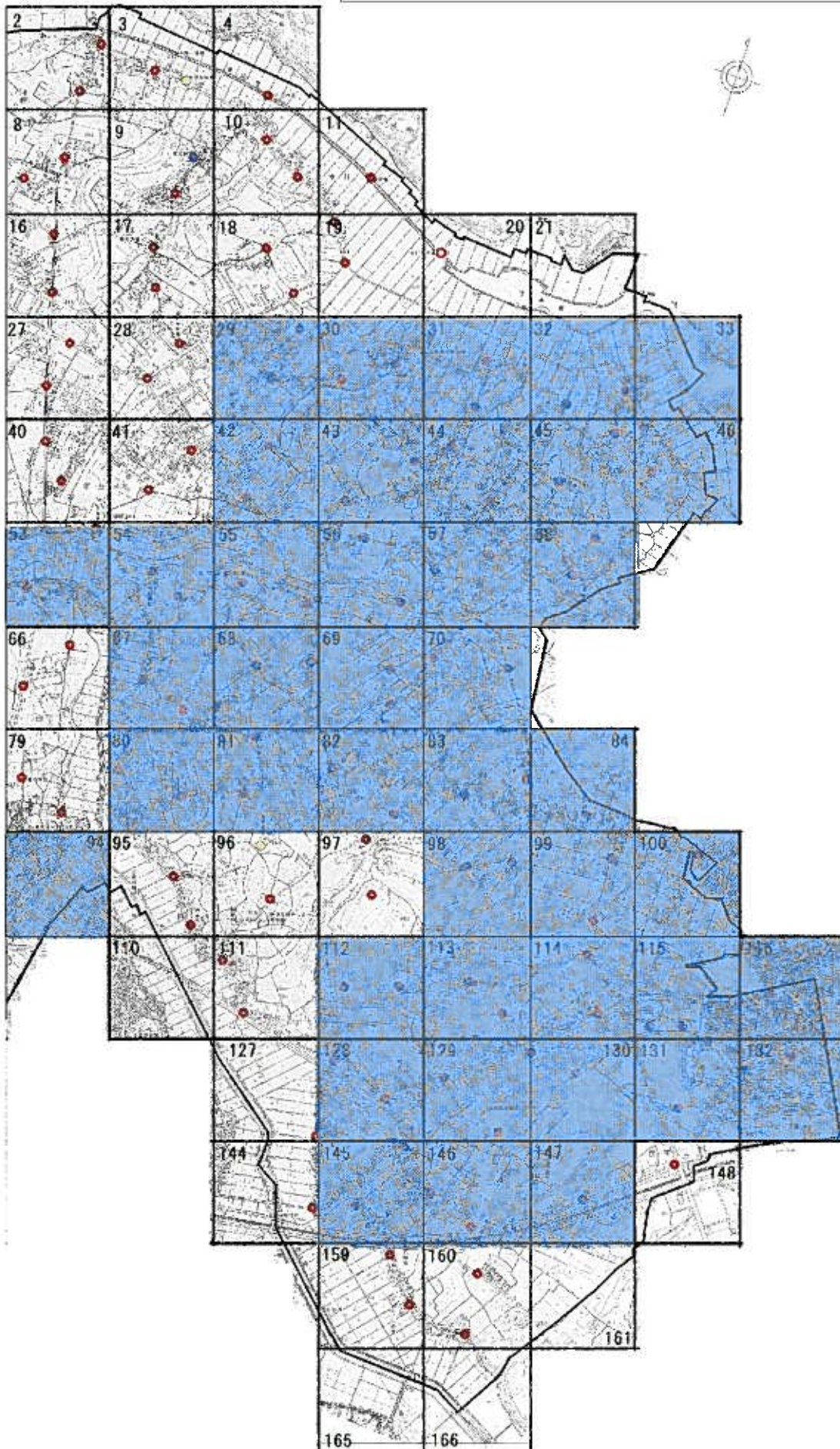
■ 除染対象区域一案 ■

【航空機モニタリングおよび500mメッシュ測定】

■ 除染対象区域



500m メッシュの中で網掛けされているものは調査測定の平均値が毎時0.23 マイクロシーベルトを超えているところ



■除染対象別の除染の措置 一案一

除染対象	除染の措置内容
保育園 幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化施設 スポーツ施設 市役所 各センター 福祉施設	園庭・校庭の表土の除去・客土・圧密による現状回復 砂場の砂の入れ替え 屋上・壁面・玄関・渡り廊下等の清掃・拭取り・高圧洗浄 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 低木の高圧洗浄 枝葉の剪定
上記以外の公共施設	屋上・壁面・玄関・廊下等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定
市道（通学路）	歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の清掃・洗浄 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定
住宅・宅地・事業所	壁面等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定
田・畑・	反転耕・深耕・均平化 除草（畦道・農道含む。） 枝葉の剪定 水路の清掃・汚泥の除去
山林 （生活圏隣接地）	落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定
国・県等が管理する土地	※別途協議する。
除染区域以外	※詳細な調査測定の上で適切な除染措置

- 除染等の措置は、事前測定の結果、施設の状況などによって実施の有無、実施する内容が異なり、措置内容についても必要な措置を選定することとなります。
- 上記に示す措置内容を講じ効果が確認できない場合は、さらに適切と思われる手法を検討し講じていくこととします。（この場合は、市独自の判断による手法を講じます。）